資料７

第２回「国際金融都市・東京」構想に関する有識者懇談会
令和３年１月29日

国際金融都市・東京

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士　鈴木　由里

1　東京が目指すべき国際金融都市像

国際的な議論における主導的役割

◆ 金融庁主導の分散型金融システムのガバナンスの課題についての取組み
令和２年３月10日、ブロックチェーンに関する国際カンファレンス 「Blockchain Global Governance Conference [BG2C]」（金融庁・日本経済新聞社共催）の中でブロックチェーンに関する新しい国際的なネットワークである「Blockchain Governance Initiative Network [BGIN]」の設立が発表された。

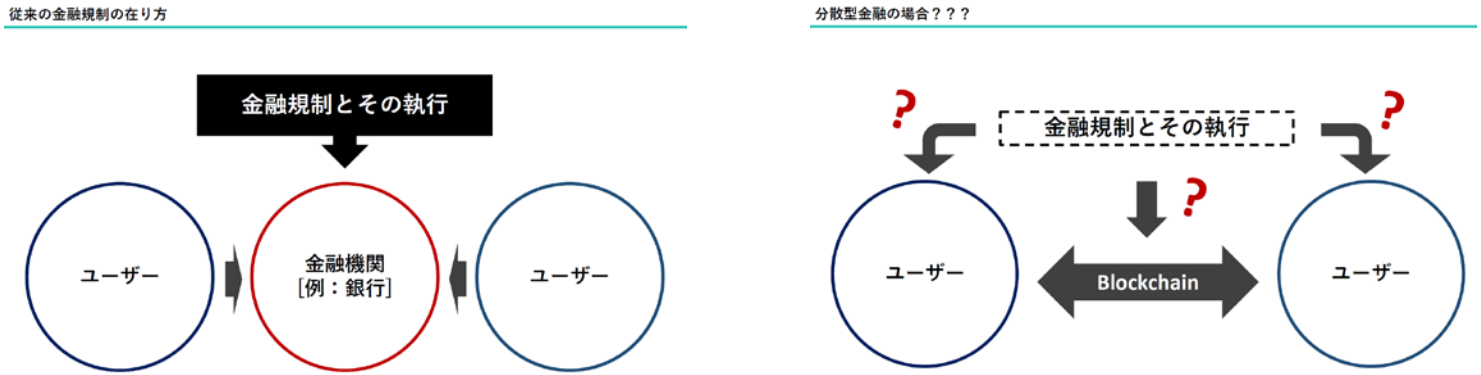

出典：　金融庁資料　https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/20201020_Fintech_Association_presentation_JP.pdf

（取組例）

- グリーン・SDGs・ESGに係る格付指標、国際金融センター ランキング
- Tokyo Sustainable Finance Weekなどのイベント開催
- サプライチェーン上のデジタライゼーション
- LIBOR廃止に関する国際的なルール策定の主導

2　インバウンドにおけるワンストップサービス

＜設立前＞
・法制度、市場調査、ビジネスコンサルティング
・ビジネスパートナー探し
・進出形態の選択やオーナーシップの選択
・サービスオフィス

＜設立手続＞
・法人登記
・関係官庁への各種届出

＜設立後＞
・金融ライセンスの取得
・オフィス探し
・会計・税務
・人事・労務
・法務法律相談
・各種議事録等の作成、登記・届出事項の変更手続

すべてを一元的に
フォローするRMがいる
とよいのではないか

＜生活面＞
・必要な在留資格の選定・取得
・住居探し
・学校、病院

特に士業の場合は扱う
ことのできる業務範囲
に法律上の制約がある
ため窓口が分かれるこ
とが不可避。

3　オールジャパンでの対応

「国際金融センターをつくる」という方針を浸透させる

◆ 行政の縦割りによる残念な例

金融庁は、2020年7月に、投資運用業者等の海外の金融事業者が海外において業務を継続することが困難となった場合に、日本で一定期間に限り業登録なしに当該業務を継続できるよう内閣府令を改正した。しかし、日本に一時的に避難して運用行為をすると日本でのPEとしてみなされるというPE問題について懸念をなくす税務面での対応、日本への一時的避難を可能にするために不可欠な本人と家族の在留資格の観点からの規制緩和の対応が合わせてなされなかったため利用しづらい制度となっている。

◆ 組織内でも浸透させる必要

様々な理由があるが予想外に時間がかかることもある。

・金融ライセンス取得

・銀行口座の開設

⇒業界団体や組織での説明など、国内向けのプロモーションも大事。

4　オンライン化が急務

◆ 実現に時間がかかっている例

世界銀行の事業環境ランキングについて、KPIは2020年に先進国で3位以内というものだったが、実現できなかったため、2030年にG20で１位というKPIに変更された。

（世銀Doing Business　先進国内での順位の推移）

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
15位	15位	19位	24位	26位	24位	25位	18位

「事業環境改善のための関係府省庁連絡会議」第5回配布資料をもとに作成

◆ 法人設立は190か国中106位（2020DB）

経験上、外国人創業者が、日本において拠点を設立し「経営・管理」の在留資格を得るまで、おおむね半年程度はかかるのが通常の流れ。申請書類の準備を早急に行う、契約交渉や銀行との交渉を事前に進めておく等により若干の短縮はできるものの、日本でのビジネス開始には時間がかかるという印象をもたれている（実際には工夫することで最短で1週間程度で法人設立することは可能だが、銀行口座開設やオフィス移転、在留資格の取得、ライセンス取得などで、ビジネス開始までには時間がかかるのが現状。）。→オンライン化、ハンコ任意化などさらなるスピードアップを図るほか、全体的な対応が待ち望まれる。

5　受け入れ側の国際化

◆ 金融庁の拠点開設サポートオフィス開設

金融庁および財務局は、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で行う。登録申請書類に加え、事前相談にて必要となる概要書等の事前相談資料も英語による提出が可能となった。

⇒このような対応が他の金融ライセンス、行政窓口でも増えることを期待。

◆ 国際金融人材の育成

特に法務・コンプライアンス人材はかなり不足しているという印象。

この分野における弁護士は絶対数が少ないので、若手弁護士を育成する必要。

◆ 英語化支援

企業のIR情報等、日本に関する英語での発信量を増やすための英語化支援。金融に特化した自動翻訳ツールの開発など。